明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○地域再生法施行令の一部を改正する政令（七二）　一

本号で公布された法令のあらまし

◇地域再生法施行令の一部を改正する政令（政令第七二号）（内閣府本府）

1　地域再生法（平成一七年法律第二四号）第五条第四項第一号ロ(3)の政令で定める港湾施設及び漁港施設として、港湾法（昭和二五年法律第二一八号）第二条第二項に規定する重要港湾の港湾施設を追加することとした。（本則関係）

2　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

政　令

地域再生法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和三年三月三十日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第七十二号

地域再生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第一号ロ(3)の規定に基づき、この政令を制定する。

地域再生法施行令（平成十七年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「漁港施設は、」の下に「港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する重要港湾又は」を、「の港湾施設及び」の下に「漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第五条に規定する」を加える。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　菅　義偉